職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第五（第十一条関係）

一　一級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

訓練科	教科	訓練時間（単位は時間とする。）	面接指導時間（単位は時間とする。）
1～7　（略）			
（略）	（略）	（略）	（略）
プラスチック成形科	プラスチック成形法一般 成形材料一般 電気 品質管理 安全衛生 次の科目のうち必要とするもの 圧縮成形法 射出成形法 インフレーション成形法 ブロー成形法 真空成形法	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

二　二級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

訓練科	教科	訓練時間（単位は時間とする。）	面接指導時間（単位は時間とする。）
1～7　（略）			
（略）	（略）	（略）	（略）
プラスチック成形科	プラスチック成形法一般 成形材料一般 電気 品質管理 安全衛生	（略）	（略）

改正前

別表第五（第十一条関係）

一　一級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

訓練科	教科	訓練時間（単位は時間とする。）	面接指導時間（単位は時間とする。）
1～7　（略）			
（略）	（略）	（略）	（略）
プラスチック成形科	プラスチック成形法一般 成形材料一般 電気 品質管理 安全衛生 次の科目のうち必要とするもの 圧縮成形法 射出成形法 インフレーション成形法 ブロー成形法 （新設）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

二　二級技能士コースの短期課程の普通職業訓練の基準

訓練科	教科	訓練時間（単位は時間とする。）	面接指導時間（単位は時間とする。）
1～7　（略）			
（略）	（略）	（略）	（略）
プラスチック成形科	プラスチック成形法一般 成形材料一般 電気 品質管理 安全衛生	（略）	（略）